

転出するとき

転出が確定しましたら、お早めに学級担任へご連絡ください。

豊中市外への転出

住民異動の手続きは、引越先住所、
予定日が決まれば手続き可能。

豊中市内への転居

転居完了後(14日以内)に届出。
* 事前の届出は不可。

豊中市役所市民課または庄内出張所、新千里出張所で住民異動の手続きをします。

「異動通知書」が発行されます。

「異動通知書」、「転入学通知書」が発行
されます。

- ・市役所が発行した「異動通知書」を、桜井谷小学校に提出ください。
- ・桜井谷小学校で「在学証明書」、「教科書給与証明書」を発行します。

転出先の市町村役所で住民異動(転入)の
手続きをします。

「転入学通知書」が発行されます。

「転入学通知書」と桜井谷小学校で発行した「在学証明書」、「教科書給与証明書」を、
転入する学校へ提出してください。

【留意点】

- ① 転出先学校が豊中市と同じ教科書を使用している場合、教科書は継続使用します。
破棄しないでください。
- ② PTA 会費の返金(月割)が終わるまでは、口座を解約しないでください。